

# 「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」 「金属アーク溶接等作業主任者」が新設されました

京都労働局 労働基準部 健康安全課

令和6年1月から、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（金属アーク溶接等作業）に関する作業主任者の選任について、以下のように改正されました。

	対象業務	選任に必要な資格	作業主任者の名称
旧	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業 (金属アーク溶接等作業を含み、特別有機溶剤等に係る作業を除く)	「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」修了者	特定化学物質作業主任者
	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業のうち、特別有機溶剤等に係る作業	「有機溶剤作業主任者技能講習」修了者	特定化学物質作業主任者 (特別有機溶剤等関係)

令和6年1月1日から

	対象業務	選任に必要な資格	作業主任者の名称
新	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業 (金属アーク溶接等作業及び特別有機溶剤等に係る作業を除く)	「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く）」修了者	特定化学物質作業主任者
	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業のうち、 <b>金属アーク溶接等作業</b>	「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く）」修了者 「講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習）」修了者	<b>金属アーク溶接等作業主任者</b>
	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業のうち、特別有機溶剤等に係る作業	「有機溶剤作業主任者技能講習」修了者	特定化学物質作業主任者 (特別有機溶剤等関係)

令和6年4月以降、京都府内の一部登録教習機関でも、**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習**の開催が予定されています。

